

令和8年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見聴取について

1 趣旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとされています。

これは、本来、自由で自主的な活動を旨とする社会教育関係団体に対し、行政が補助金を支出することによって、団体に対して不当な統制的支配や、事業の干渉が加えられることがないように、社会教育委員が行政をチェックする役割を担っているということです。

このため、社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助対象事項等を明らかにし、補助の目的はあくまで団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを、社会教育委員の皆さんに確認していただくことがこの意見聴取の趣旨です。

2 法令根拠

社会教育法（抜粋）

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への詰問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織

法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

3 対象となる補助金

社会教育関係課が所管する補助金のうち、社会教育関係団体に対する補助金を対象としています。

よって、個人や施設等整備に対する補助は対象としていません。

4 各団体の補助金要求一覧

	補助金名	団体名	R8 補助金額 (円)	R7 実績額 (円)	前年度比 (円)	事業概要
1	蓮華山大相撲 運営費補助金	宝達志水町 蓮華山相撲 協会	1,200,000	950,000	250,000	古い歴史と伝統を誇る蓮華山大相撲を末永く後世に伝えて、町の発展に貢献するとともに、相撲を通じて青少年の健全育成に寄与する。
2	町 PTA 連合会 活動事業補助金	宝達志水町 PTA 連合会	100,000	100,000	0	児童生徒の健全な成長を図ることを目的として、教育の振興に努めるとともに地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の情報交換や学習会などの活動に取り組む。
3	町文化協会活動 助成金	宝達志水町 文化協会	600,000	700,000	▲100,000	会員相互の親睦を図るとともに、文化的教養の向上と芸術文化を通して明るく住みよい町づくりに寄与する。
4	文化祭事業費	宝達志水町 文化協会	180,000	80,000	100,000	会員相互の親睦を図るとともに、文化的教養の向上と芸術文化を通して明るく住みよい町づくりに寄与する。
5	健康クラブ活動 助成金	宝達志水町 健康クラブ	80,000	80,000	0	高齢者の健康づくり、体力づくりを図る。
6	町スポーツ協会 助成金	宝達志水町 スポーツ協会	1,249,000	1,238,000 (見込み)	11,000	町民の心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与する。また、アマチュアスポーツの普及と発展を目指し、特にスポーツを通じて青少年の健全育成と会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。
7	県民スポーツ 大会助成金	宝達志水町 スポーツ協会	1,480,000	1,562,000 (見込み)	▲82,000	町民の心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与する。また、アマチュアスポーツの普及と発展を目指し、特にスポーツを通じて青少年の健全育成と会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。